

令和4年第1回江差町議会臨時会資料

資料1：令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））の概要【承認第1号関係】	…P	1
資料2：住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の概要【承認第2号関係】	…P	3
資料3：大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査概要【議案第1号関係】	…P	5
資料4：文化会館移動観覧席改修の概要【議案第1号関係】	…P	7

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業 (子育て世帯への臨時特別給付(追加給付))の概要

≪補正予算額 43,202千円≫

財源：全額国庫補助金(10/10)

需用費104千円、役務費49千円、委託料99千円、負担金42,950千円

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子供たちを支援し、その未来を拓く観点から、臨時特別の給付金を支給する。

2. 給付額

対象となる子ども1人につき5万円

3. 給付世帯原則(所得制限)

児童手当所得制限額以内の者

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

4. 対象児童

- ①令和3年9月分児童手当に係る児童(一般・公務員)
- ②支給対象者に養育される高校生(一般・公務員)
- ③里親等へ委託されている又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生
- ④令和4年3月31日までの間に出生した児童

5. 支給時期

【プッシュ型】

1月中旬に口座振込により支給

- ①(一般)、②(一般)

※②について、児童手当受給者の内支給要件児童として登録されている児童のみ

【申請方式】

1月以降に申請を受理し、審査したのち口座振込により支給

- ①(公務員)、②(一般、公務員)、③、④

6. 申請期限

申請期限 令和4年3月31日(原則)

7. その他

申請支給の方は、先行給付・追加給付の合わせて10万円を現金支給とする。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の概要

≪補正予算額 167,168 千円≫ 財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】 165,000 千円（1,650 世帯×100 千円）

【事務費】 2,168 千円

給料（会計年度任用職員）310 千円、職員手当 300 千円、共済費 62 千円、需用費 408 千円、役務費 692 千円、委託料 396 千円、負担金 165,000 千円

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯あたり 10 万円を支給する。

2. 基準日

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

3. 給付対象

- ①住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯

4. 給付額

1 世帯につき 1 0 万円（①と②の重複した受給は出来ない）

5. 支給時期

- ①住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）【プッシュ型】
2 月上旬より支給開始（令和 2 年度に給付した特別定額給付金の支給口座に振込により支給）

[手順]

- (1)抽出した対象世帯に案内、確認書(被扶養者のみの世帯でないことの申告、受給拒否等の意向確認など)の送付
- (2)確認書の返送（対象世帯⇒役場。確認書の発行から 3 か月以内）
- (3)確認書の審査、内容確認
- (4)振込データ作成
- (5)振込支給（データ作成から 3 営業日後）

- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

2 月以降に申請を受理し、審査した後、口座振込により支給

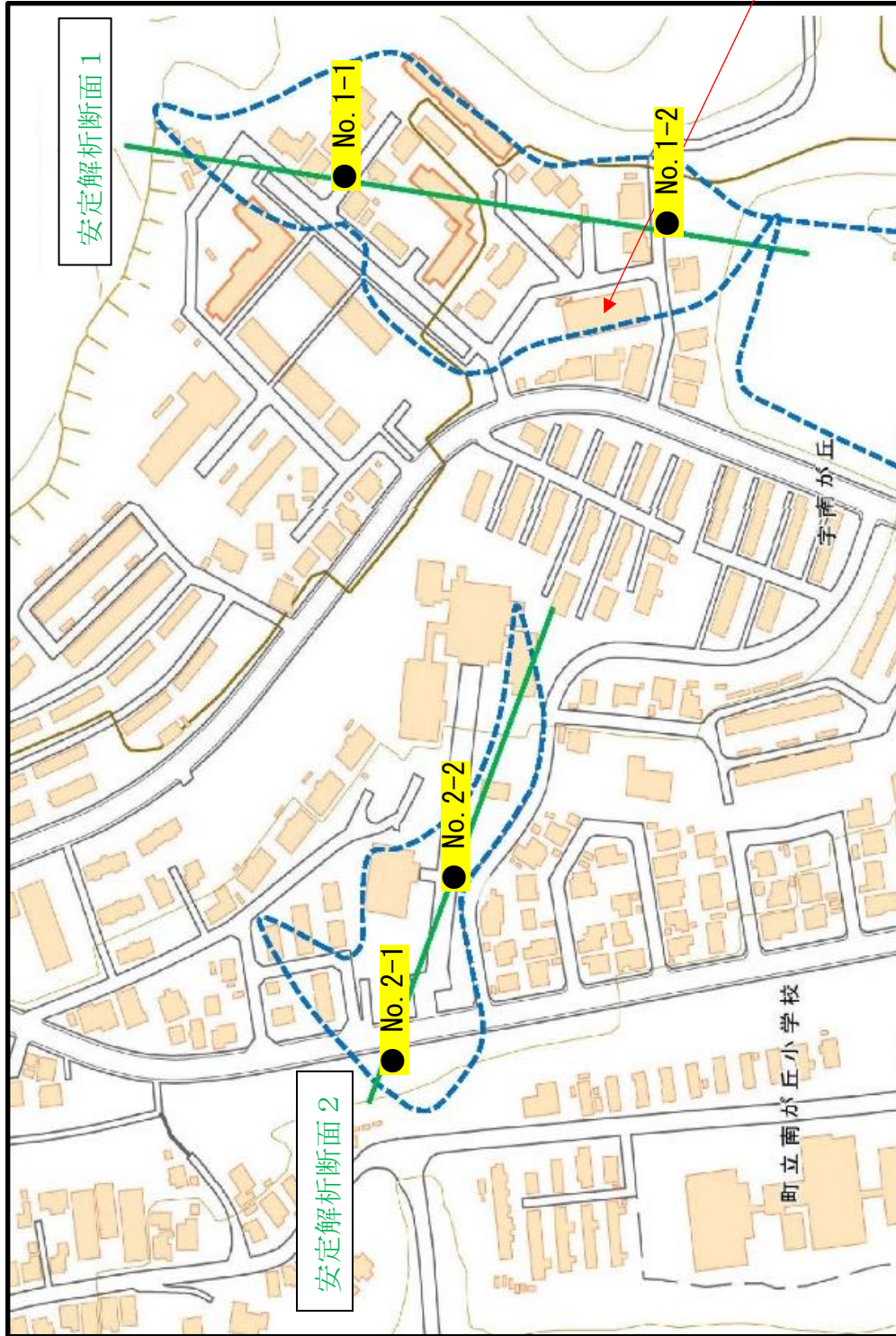
6. 申請期限

- ①住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）【プッシュ型】
申請不要（但し、発行から 3 か月以内の確認書返送が必要）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

申請期限 令和 4 年 9 月 3 0 日

大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査概要（ボーリング計画位置平面図）

<建設水道課都市計画係>



補正額（事業費）

18,000千円

財源内訳

一般財源 9,000千円

国庫支出金 9,000千円

概要

第二次スクリーニング計画に基づき、安全性の確認・把握のため、ボーリング調査（ポイント合計4箇所、標準貫入試験及び土質試験を含む。）および地下水位観測を実施する。

南が丘ふれあいセンター

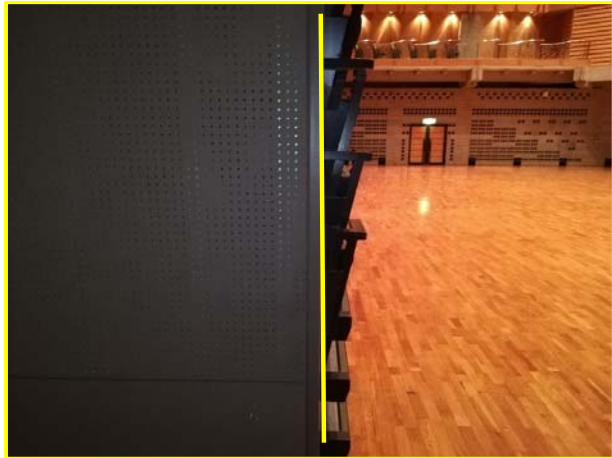
文化会館移動観覧席改修の概要

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課
事 務 事 業 名	文化会館移動観覧席改修
総 事 業 費	16,058千円(11節44千円、14節16,014千円)
業 務 内 容	<p>移動観覧席の制御システム及び構造体の駆動装置更新と改修を施工し、大ホールの機能維持と利用者への安心安全なサービスを提供、施設備品長寿命化を図るもの。</p> <p>○産業廃棄物処理手数料 44千円 ○制御システム更新・交換(制御PCL、インバータ更新/交換) 2,658千円 ○構造体及び駆動装置改修(ユニット、連結材、ガイドローラー等) 13,356千円</p>
経 過 と 現 状	<p>江差町文化会館開設時、大ホールに移動観覧席が配備され30年が経過し、施設老朽化に伴い移動観覧席も異常をきたしており、令和2年度に移動観覧席の状況を把握するため点検調査を実施したところ。この結果、構造部分の歪みや、駆動装置関連部品の摩耗などによって、稼働席全体の改修の検討について報告されていたところであり、今回発生した不具合により調整機能も限界であり格納や座席の移動をすることができない状況にあります。</p> <p>また、大ホールは、指定避難所機能や大規模イベント(平土間使用)を開催するなど多目的用途での活用があり、今後において多用途施設として、平土間(避難所・追分大会・なべまつり・町文化祭など)と固定席(芸術鑑賞事業、各種発表会、など)の併用が困難になるため改修をするものとなります。</p>



・構造体が歪み稼働席が出ていない状況

- ・駆動装置及び制御システムの異常により可動席が出ていない状況で、イスが立ち上がりしている状況



・構造体が歪み格納できない状況



・構造体が歪み斜めに出ている状況